

「第 45 回国際福祉機器展H. C. R. 2018」展示ブース装飾業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

平成 30(2018)年 7 月 1 2 日  
(公財) 栃木県産業振興センター

第 1 プロポーザルに付する事項

- 1 委託業務名 「第 45 回国際福祉機器展H. C. R. 2018」展示ブース装飾業務
- 2 委託業務内容 別添「仕様書」のとおり
- 3 履行期間 契約締結した日から平成 30(2018)年 10 月 19 日 (金)

第 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- 2 競争入札参加資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 3 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 4 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがされている者及び会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- 5 栃木県暴力団排除条例 (平成 22 年栃木県条例第 30 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- 6 地方公共団体、国及び県内の公益法人が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

第 3 プロポーザルの手続き

1 予定される実施スケジュール

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| (1) 実施要領等の公表 (公告開始日) | 平成 30(2018)年 7 月 12 日 (木)        |
| (2) 実施内容等に関する質問受付期限  | 平成 30(2018)年 7 月 18 日 (水) 17 時まで |
| (3) 質問に対する回答         | 平成 30(2018)年 7 月 19 日 (木)        |
| (4) プロポーザル参加申込受付期限   | 平成 30(2018)年 7 月 20 日 (金) 17 時まで |
| (5) 企画提案書受付期限        | 平成 30(2018)年 7 月 25 日 (水) 17 時まで |
| (6) プロポーザル選考委員会の実施   | 平成 30(2018)年 7 月 31 日 (火)        |
| (7) 審査結果の通知・公表       | 平成 30(2018)年 8 月上旬               |

## 2 プロポーザル参加申込書の受付

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（別紙様式1）を作成し、郵送、持参又は電子メールに添付して提出してください。郵送の場合は提出期限必着とします。また、郵送又は電子メールの場合は、到着しているか確認の電話連絡を行ってください。

## 3 プロポーザル実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式2）を振興センター宛てに電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Word 又はPDF としてください。）を添付して提出してください。

## 4 質問に関する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、栃木県産業振興センターホームページ上で公開します。

## 5 企画提案書等、書類の受付

### (1) 提出書類

様式等は参加者の自由とするが、次の内容を含むものとします。

#### ア 企画提案書：5部（正本1部、副本4部）

企画提案書は、仕様書を熟読の上、任意様式によりA4版横、カラー印刷にて作成してください。また、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないでください。

#### イ 見積書：1部

企画案実施のために必要な経費（消費税及び地方消費税含む）については、全体的見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載してください。

### (2) 提出方法

（公財）栃木県産業振興センター宛てに持参又は郵送により提出してください。

### (3) 注意事項

ア 企画書等の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とします。

イ プロポーザル審査選考委員会において企画書等を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

ウ 振興センターが必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合があります。

## 6 プロポーザルの参加に際しての注意事項

### (1) 失効又は無効

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めません。(審査に影響を与えない軽微なものは除く。)

(4) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(6) その他

参加者は企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

#### 第4 審査に係る事項

審査は、参加申込書が応募要件に該当する旨を確認した後、振興センターが別に定める委員により組織された選考委員会により行います。

##### 1 審査方法

企画提案書は、振興センターが設置する選考委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施した上で、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら評価・採点し、選考委員会により総合的に判断し、契約候補者を選定します。

但し、審査の内容如何によっては、いずれも採用しないことがあります。選考委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

##### 2 審査基準及び選考委員

別表1及び2のとおり

##### 3 プロポーザル審査会

###### (1) 開催日時

平成30(2018)年7月31日(火) 午後予定

###### (2) 開催場所

栃木県産業交流センター 第1会議室

###### (3) プレゼンテーションの所要時間

1社約20分(説明15分・質疑5分)

###### (4) 注意事項

各提案者のプレゼンテーション時間は後日通知します。

各提案者はプレゼンテーションの出席者をメールにて報告してください。

プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

指定の時間に遅れた場合又はプレゼンテーションに不参加の場合は、審査対象とはいたしません。

審査の公平性を確保するため、提案者が選考委員に接触した場合もしくは接触しようとした場合、失格とし審査の対象としません。

#### 4 審査結果の通知

審査結果については、選考後速やかに提案者に通知します。

#### 第5 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者であった場合でも審査会を開催する。

提案者がない場合は随意契約に切り替えるものとする。

#### 第6 契約の締結

栃木県産業振興センター財務規程等の規定に基づき委託契約を締結します。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と振興センターとの協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と振興センターとの間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

#### 第7 業務の適正な実施に関する事項

##### 1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることができません。但し、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、振興センターと協議の上、業務の一部を委託することができます。

##### 2 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）、栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に基づき、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

##### 3 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とします。

## 第8 業務の継続が困難となった場合の措置

振興センターと受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、振興センターは契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとします。

この場合、振興センターに損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとします。

### 2 その他の事由による場合

天災その他、振興センター及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、振興センターの承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、振興センターは、当該部分についての委託料の支払を免れるものとします。

## 第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒321-3226

栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

公益財団法人 栃木県産業振興センター ものづくり産業振興グループ

TEL028-670-2601 FAX028-670-2611

【E-mail】 [monozukuri@tochigi-iin.or.jp](mailto:monozukuri@tochigi-iin.or.jp)

別表1 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選考委員（4名）が採点する。
  - 2 審査項目ごとの評価点数の総和をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定し企画提案者の評価点数の多いものから順に、選考委員毎の順位をつける。
  - 3 全企画提案者の中で、各選考委員がつけた1位の数が最も多かったものを契約交渉者とする。
- なお、1位のものが同数の場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を決定する。

項目		主な着眼事項	5段階評価
ブースの構成等	ブースレイアウト	展示会に適し、スペースを有効に使ったレイアウトとなっているか。	5
	小間割	出展企業の出展スペースについて公平性が保たれているか。	5
	機能性	各種設備は機能的に配置されているか。	5
ブースの装飾	イメージ	栃木県の魅力を発信するなど、一目で栃木県とわかるデザインとなっているか。	5
	アピール度	展示商品が来場者の注目をひく展示方法となっているか。来場者に対しアピール度、認知性の高い装飾となっているか。	5
総合評価		総合的に見て出展効果が期待できる提案であるか。	5

別表2 選考委員

選考委員は次の3名の職を有する者をもって充てる。

選 考 委 員 会 名 簿

区分	所属	職名
委員長	栃木県産業振興センター	産業振興部長
委員	〃	マネージャー（産業振興プロジェクト）
委員	産業労働観光部工業振興課	ものづくり企業支援室長
委員	〃	ものづくり企業支援室 プロジェクト推進チームリーダー